

共通対策編

第1章 概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 南アルプス市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

注 指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指定公共機関：NTT東日本(株)等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣の指定するもの

指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は、次の災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 防災知識の普及及び教育
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- オ 防災に関する施設の整備、点検
- カ 建築物等の耐震、防火対策の促進
- キ 危険物施設等の災害予防
- ク 災害に関する調査研究
- ケ 地区の防火応急計画の作成指導
- コ 市内の公共的団体等住民の自主防災会への指導育成
- サ 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 災害に関する警報等の発令、情報の収集、伝達及び広報
- ウ 避難準備情報、避難勧告及び指示
- エ 防災応急対策の実施及び被害状況の把握、応急復旧対策の実施
- オ 消防、水防その他の応急措置
- カ 被災者の救出、救助、避難者及びその他の保護
- キ 応急教育の実施
- ク 災害時に備えた人員、資機材の配備手配
- ケ 被災者の要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- コ 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- サ 交通規制その他の社会秩序維持の措置
- シ 緊急輸送の確保
- ス 防災関係機関に対する応援要請
- セ 前各号のほか、災害発生の防衛又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災施設等の復旧及び災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚震災に関する調査及び指定への協力
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

2 県

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合整備
- ウ 防災知識の普及及び教育
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 防災に関する施設の整備、点検
- キ 防災上必要な調査及び被害想定を作成

- ク 建築物等耐震対策、火災対策の強化促進
 - ケ 危険物等災害予防対策の推進
 - コ 防災応急計画の作成指導
 - サ 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する防災対策の推進
 - シ 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善
- (2) 災害応急対策
- ア 災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
 - イ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
 - ウ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
 - エ 防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
 - オ 消防、水防その他の応急措置
 - カ 避難勧告及び指示
 - キ 被災者の救出、救助、避難者及びその他の保護
 - ク 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
 - ケ 応急教育の実施
 - コ 災害時に備えた人員、資機材の配備手配
 - サ 県の被災施設及び設備の応急復旧
 - シ 清掃、防疫その他の保健衛生活動
 - ス 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
 - セ 緊急輸送の確保
 - ソ 他機関への応援要請
 - タ 前各号のほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置
- (3) 災害復旧
- ア 被災した施設等の復旧及び災害の再発防止事業の推進
 - イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進
 - ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置
- 3 指定地方行政機関
- (1) 関東財務局（甲府財務事務所）
- ア 立会関係
 - 各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費）
 - イ 融資関係
 - (ア) 地方公共団体の災害復旧事業費の貸付
 - (イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付
 - ウ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置
 - (ア) 預貯金等の中途解約等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特別措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置

- (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
- (カ) 保険料支払いの迅速化措置
- エ 国有財産関係
 - (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
 - (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・盲学校・ろう学校又は養護学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
 - (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、行政財産を応急施設として短期間その用に供する場合の使用収益の許可
- (2) 関東農政局（山梨農政事務所）
 - ア 主要食料（米及び乾パン等）の確保と供給措置
 - イ 主要食料及び食料品（パン、麺、味噌、醤油等）等の在庫状況の把握
- (3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
 - イ 民有林直轄治山事業の実施
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 災害時における輸送実態調査
 - イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導
 - ウ 災害時における自動車の応援手配
 - エ 災害による不通区間におけるう回輸送、代替輸送等の指導
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整
- (5) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報並びに警報の発表と伝達
 - ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表
 - エ 防災気象知識の普及
 - オ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- (6) 関東総合通信局
 - ア 電波及び有線電気通信の監理
 - イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
 - ウ 災害時における非常通信の確保、並びに非常通信の運用監督に関すること。
 - エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
 - オ 非常通信協議会の育成及び指導
- (7) 山梨労働局（甲府労働基準監督署）
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止
 - ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
 - エ 災害復旧工事における安全の確保

(8) 国土交通省関東地方整備局 (甲府河川国道事務所)

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、災害対策について下記の事項を行う。

ア 防災対策の基本方針等の策定

イ 災害予防

- (ア) 災害対策の推進
- (イ) 危機管理体制の整備
- (ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進
- (エ) 防災教育等の実施
- (オ) 防災訓練
- (カ) 再発防止対策の実施

ウ 災害応急対策

- (ア) 災害発生直前の対策
- (イ) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- (ウ) 活動体制の確立
- (エ) 政府本部への対応等
- (オ) 災害発生直後の施設の緊急点検
- (カ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- (キ) 災害発生時における応急工事等の実施
- (ク) 災害発生時における交通の確保等
- (ケ) 緊急輸送
- (コ) 二次災害の防止対策
- (サ) 危険物等の大量流出時における体制の整備
- (シ) 被災者・被災事業者に対する措置
- (ス) 災害発生時における広報
- (セ) 自発的支援への対応
- (ソ) 災害時において緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

エ 災害復旧・復興

- (ア) 災害復旧・復興の基本方針
- (イ) 災害復興の実施
- (ウ) 都市の復興
- (エ) 被災事業者等に対する支援措置
- (オ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊 (陸上自衛隊第一特科隊)

(1) 平素における準備

- ア 防災関係資料の整備
- イ 関係機関との連絡・調整
- ウ 災害派遣計画の作成
- エ 防災に関する教育訓練
- オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備

- (イ) 隊員の非常参集態勢の整備
 - (2) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣初動の準備
 - イ 災害等情報の収集
 - ウ 通信の確保
 - エ 要請等の確認及び派遣要領の決定
 - (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣
 - (4) 撤収及び撤収後の措置
- 5 指定公共機関
- (1) 郵便事業株式会社、郵便局株式会社
 - ・郵便事業株式会社
 - ア 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ・郵便局株式会社
 - ア 郵便局窓口業務の維持
 - イ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - ウ 地方公共団体又は郵便局株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - エ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - オ 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
 - (2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ（山梨支店）
 - ア 災害時における公衆通信の確保と被災施設の早期復旧
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対しての通信施設の優先利用
 - ウ 気象警報等の市町村長への伝達
 - (3) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその整備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
 - (4) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
 - イ 災害対策基本法に定める対策措置
 - (5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）
 - ア 管轄する高速道路等の耐震整備
 - イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
 - ウ 高速道路の早期災害復旧
 - (6) 日本通運株式会社（山梨支店）

- ア 安全輸送の確保
- イ 災害対策用物資等の輸送
- ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
- (7) 東京電力株式会社(山梨支店)
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 放送機関(株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士)
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力
 - (2) 輸送機関(山梨交通株式会社、社団法人山梨県トラック協会)
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備
 - (3) ガス供給機関(日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会)
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
 - (4) 医師会(中巨摩医師会)
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- 7 南アルプス警察署
 - ア 警備情報に関すること。
 - イ 救出及び避難に関すること。
 - ウ 行方不明者の調査
 - エ 死体の検視(見分)
 - オ 交通規制及び交通秩序の確保
 - カ 交通信号施設等の保全に関すること。
 - キ 緊急通行車両の確認及び証明書の発行
 - ク 犯罪の予防、その他社会秩序の維持
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) 農業協同組合、森林組合等農林業関係団体
 - ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はそのあっ旋
 - エ 農林業生産資材等の確保、あっ旋
 - (2) 南アルプス市商工会
 - ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力

- イ 災害時における物価安定についての協力
- ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
- (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難所の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災者の収容及び助産
- (4) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難所の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
 - ウ 応急医薬品の整備
- (5) 学校施設の管理者
 - ア 生徒に対する情報等の伝達
 - イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - ウ 避難所の整備及び避難訓練の実施
 - エ 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施
- 9 その他の公共的団体
 - (1) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、南アルプス市社会福祉協議会）
 - ア 市との相互支援協定に基づく協力要請によるボランティア活動の実施
 - イ 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - ウ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
 - (2) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

第2節 南アルプス市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、山梨県の西側、南アルプス山麓に位置し、西は長野県伊那市に接し、南は早川町、増穂町等のほか静岡県静岡市にも一部接している。

平成15年4月1日に八田村、白根町、芦安村、若草町、楡形町、甲西町の4町2村が合併して生まれた本市は、総面積264.06平方kmで、山梨県の面積の約5.9%を占めている。

2 地勢

本市は、南アルプスの主峰北岳を頂点として東西に細長い形をしている。

本市の市名の由来となる南アルプスは、日本第2位の高峰である北岳を始め、間ノ岳、農鳥岳、仙丈ヶ岳、鳳凰三山、甲斐駒ヶ岳など、3,000m級の山々が連なり、その麓を流れ富士川にそそぐ御勅使川、滝沢川、坪川の3つの水系沿いに市街地が広がっている。

3 地質・地盤

各地区の地質・地盤は、次のとおりである。

(1) 八田地区

八田地区は、御勅使川扇状地と釜無川氾濫原とにまたがっているという地形から、地質はこの2つと竜岡台地から延びる「赤山」の3つに分けられる。御勅使川扇状地、釜無川氾濫原のいずれの堆積物も砂又は砂礫であるが、御勅使川扇状地堆積物は粘土層が砂礫と互層となっている。「赤山」は、赤色火山灰土の八ヶ岳泥流であり、輝石安山岩を含む軟い集塊岩よりなる火山性台地である。

(2) 白根地区

白根地区は、ほとんどが扇状地上にあるため、土質は砂礫質で、地下水位は極めて深く（平均8m）、水利施設が整う前は水量に乏しい原七郷と呼ばれる常習干ばつ地であった。

(3) 芦安地区

芦安地区は、中央構造線と糸魚川—静岡地質構造線とに挟まれた赤石楔状地と呼ばれる地域に属している。西半の野呂川流域は、四万十累帯、瀬戸川帯より構成され、東半は、御坂層群よりなる地域である。四万十層群の堆積物は変成作用を蒙り、千枚岩・粘板岩よりなるため剥離性が強く風化崩壊のため急峻なV字谷を造り、山地崩壊が起りやすい。また、御坂層群は海底火山堆積物であるため、ベントナイト化も激しく、含水膨張性も高く、その結果地すべり、山崩れが発生しやすい。

(4) 若草地区

若草地区の地質は、大きくは御勅使川扇状地と釜無川氾濫原によって構成されている。扇状地は砂れき質土壌で、氾濫原はれき混りの黒灰色の粘土層が堆積されている。

(5) 楡形地区

楡形地区の地質は、大きくは山地部の楡形山累層と扇状地堆積層・段丘・大木れき層・曾根層群・ローム土によって構成されている。楡形山累層は、主として玄武岩・安山岩の溶岩と緑色凝灰岩・緑色凝灰角れき岩で、断層付近の緑色凝灰岩はスレーキングすることが多い。

(6) 甲西地区

甲西地区の地質は、楡形山累層の泥岩層で、主として玄武岩、安山岩等の溶岩及び凝灰角礫岩から成り立っている。

4 活断層

市内には、鳳凰山断層、市之瀬断層群、楡形山断層群等の活断層が確認されており、市周辺においても活断層が多く分布している。

5 気候

夏は最高気温が40℃近くに、また冬は最低気温が-10℃近くになることもあるなど、夏の暑さと冬の冷え込みが厳しいという盆地特有の内陸性気候である。

第2 社会的条件

1 人口

平成15年4月1日、4町2村の合併に伴い、本市の人口は7万人を超える規模となった。

一方、核家族化の進行や少子化傾向等により、1世帯当たりの人数は減少傾向にある。

なお、老年人口(65歳以上)の占める割合は増加傾向にある。今後、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、また要援護高齢者の増加も予想されるなか、核家族の進行の上高齢化のため、家族の介護力の低下も懸念される。

市は、このような実態を把握、検討し、防災面についても十分に反映させるよう、関係機関や関係団体と連携して、各防災対策を推進していく。

人 口 等 の 推 移

| 年 | 人 口 | 増 加 | | 世帯数 | 1世帯当 たり人数 | 老 年 人 口 | | | |
|-------|-------------|------------|-----------|--------|--------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 数 | 率 | | | 人 口 | 割 合 | 県 割 合 | 全国割合 |
| 昭和60年 | 人 58,298 | 人 4,175 | % 7.71 | 15,163 | 人 3.84 | 人 8,267 | % 14.2 | % 12.9 | % 10.3 |
| 平成2年 | 62,352 | 4,054 | 6.95 | 16,684 | 3.74 | 9,719 | 15.6 | 14.8 | 12.0 |
| 7 | 67,554 | 5,202 | 8.34 | 19,456 | 3.47 | 11,220 | 16.6 | 17.1 | 14.5 |
| 12 | 70,116 | 2,562 | 3.79 | 21,594 | 3.25 | 12,530 | 17.9 | 19.5 | 17.3 |
| 17 | 72,055 | 1,939 | 2.77 | 23,316 | 3.09 | 13,821 | 19.2 | 21.9 | 20.1 |
| 22 | 72,635 | 580 | 0.80 | 24,500 | 2.96 | 15,531 | 21.4 | 24.5 | 23.0 |
| 27 | 70,828 | -1,807 | -2.5 | 25,135 | 2.82 | 17,616 | 24.9 | 28.0 | 26.8 |

注 国勢調査(平成27年の老年人口は、高齢者福祉基礎調査)

2 産業

御勅使川扇状地やそれに続く低地では、ぶどう、桃、さくらんぼ、スモモ等の果樹栽培が盛んに営まれている。

また、甲西地区、楡形地区には工業団地があるが、中部横断自動車道の開通など、交通の利便性等を生かし、優良企業の誘致に努める。

3 交通

国道52号が本市の南北を結ぶ基幹道路として市街地を通過しているほか、主要地方道の甲府南アルプス線、葦崎楡形豊富線、甲斐芦安線や市道が近隣市町村や市内各地区を有機的に結んでいる。

市内の道路は、計画的に整備が図られているが、山地の地域には、急傾斜な山間地なため幅員が狭く、屈曲の多い箇所も多い。

第3 過去の災害履歴

1 風水害

本市の各河川は、高峻な山岳から短い流路延長を流下するため、平均河床勾配は比較的急勾配で、しかも脆弱な御坂層を流化するため、出水の都度多量の土石を伴って流れ、下流緩流部に堆積し、甲西地区・若草地区内において典型的な天井川を形成する。市之瀬川、滝沢川は天井川として広く知られている。

芦安地区は、地区の約97%が森林原野であり、その全域が傾斜度15°以上で、30°を超える急傾斜地が84.5%を占めている。このような地形や地質により、御勅使川、野呂川流域を中心として土石流発生危険区域や急傾斜地危険区域等の災害危険指定区域が全域にわたっており、集中豪雨、局地的豪雨による危険地域が各所に散在している。過去にも台風により陸の孤島と化したこともある。

また、甲西地区は、河川が数多くあり、豊富な水に恵まれているが、天井川が数多く存在することから、井路縁川が堰野川・秋山川の下をくぐり坪川に流入、長沢川が旧利根川の下をくぐり、五明川が坪川の下をくぐり横川に流入、横川が滝沢川の下をくぐるという特異なケースの川が多い。また、下流に天井川を形成しているため、大雨が降ると、しばしば浸水、冠水等の水害を被ってきた。また、御勅使川扇状地に位置する中央部及び東部地域は、大規模地震発生時には液状化の危険が極めて高いと予想される。

このような自然的条件にあるため、集中豪雨や台風来襲時にはしばしば水害に見舞われてきた。

近年における水害として記録に新しいものとしては、昭和34年8月14日の台風7号と同年9月26日～27日の台風15号（伊勢湾台風）であり、明治40年の大水害以来の大きな災厄をもたらした。

2 地震

被害をもたらした大地震としては、安政元年（1854年）の大地震と大正12年（1923年）の関東大震災及び平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震が挙げられる。

安政大地震（マグニチュード8.4）は、東海道沖を震源地として発生し、関東大震災（マグニチュード7.9）は、相模湾沖を震源地として発生し、山梨県内でも相当な被害を受け、本市においても家屋の損壊及び土地・道路等に大きな割れ目が見られた。また、東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）は、東日本太平洋沖を震源地として発生し、県内では、大きな被害はなかったものの、地震直後の巨大津波で主に岩手、宮城、福島は、多数の死者・行方不明者と多くの家屋が損壊し、その被害は甚大であった。また、巨大地震及び大津波で、東京電力福島第一原子力発電所の炉心溶解及び水素爆発により、国際原子力事象評価尺度のレベル7（深刻な事故）に相当する多量の放射性物質が外部に漏れ出た事故の解決には長時間を要する。